

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（06-4393-6332）
処分課（担当）名	一般財団法人大阪消防振興協会・ノムラテクノ株式会社大阪支店・ジェイ・アクシス株式会社共同事業体 （指定管理者）
処分の名称	大阪市立阿倍野防災センターの防災研修室の使用許可
概 要	大阪市立阿倍野防災センターの防災研修室を使用する場合は、同センターの指定管理者の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	・ 大阪市立防災センター条例（昭和56年4月1日条例第43号）第6条 （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） （大阪市立阿倍野防災センター窓口にて設置）
審査基準	・ 次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 （1） 公安又は風俗を害するおそれがないこと。 （2） 建物又は附属設備を損傷するおそれがないこと。 （3） 営利を目的としないこと。 （4） 管理上支障がないこと。 （5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないこと。 （6） その他、指定管理者が不適当と認める事由がないこと。
標準処理期間	2日又は即日
経由日数	2日
提出先	大阪市立阿倍野防災センター
提出時期	随時
提出方法	申請書を大阪市立阿倍野防災センターへ提出してください。
手数料	不要
相談窓口	大阪市立阿倍野防災センター（06-6643-1031）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/ http://www.abeno-bosai-c.city.osaka.jp/tasukaru/
備 考	